

企画教育委員会記録

1 日 時 令和7年12月12日(金)  
午前10時00分 開会  
午前11時18分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 越 智 克 範 | 副委員長 | 藤 田 誠 一 |
| 委員  | 加 藤 昌 延 | 委員   | 渡 辺 高 博 |
| 委員  | 井 谷 幸 恵 | 委員   | 高 塚 広 義 |
| 委員  | 大 條 雅 久 | 委員   | 仙 波 憲 一 |

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 赤 尾 禎 司

企画部

部長 加 地 和 弘

次長(デジタル戦略課) 西 原 誠

シティプロモーション推進課長 吉 岡 奈 津 子

企画部文化スポーツ局

局長 守 谷 典 隆

総務部

部長 高 橋 聡

次長(税務長兼課税課長) 須 藤 充 史

課税課主幹 藤 井 幹 大

教育委員会事務局

教育長 長 井 俊 朗

総括次長(社会教育課長) 安 永 亮 浩

学校施設課長 正 岡 大 典

学校給食課主幹 河 端 宏 二

選挙管理委員会事務局

事務局長(再掲) 藤 田 和 久

総括次長(総合政策課長) 松 原 広

財政課長 大 西 政 年

スポーツ振興課長 尾 藤 秀 行

総括次長(総務課長) 藤 田 和 久

人事課長 森 元 宏 則

人事課主幹 高 田 真 由 美

事務局長 竹 林 栄 一

次長(発達支援課長) 佐 々 木 正 子

学校給食課長 青 野 実

学校施設課主幹 眞 鍋 直 樹

6 委員外議員

議員 伊 藤 義 男

7 議会事務局職員出席者

次長(議事課長) 松 平 幸 人 議事課議事係長 村 上 佳 史

8 本日の会議に付した事件  
別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要  
○ 開 会 午前10時00分

●越智委員長：〈開会挨拶〉  
○赤尾副市長：〈挨拶〉

## ○企画部関係

◇議案第80号 新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○尾藤スポーツ振興課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●高塚委員：スコアボードのLED化により、電気代や維持コストを検討して使用料を660円から2,640円に改定するということだが、西条市にあるひうち球場など、近隣他市と比較すると金額はどうか。また、スコアボードを使用する試合は、年間で何試合を想定されているのか。

○尾藤スポーツ振興課長：近隣の球場の使用料については、松山市の坊っちゃんスタジアムだが、松山市は時間制で設定しており、1時間1,400円、2時間で2,800円となっている。今治市営球場については、1試合で2,040円となっている。西条市ひうち球場については、1試合で600円となっている。  
次に、年間の使用回数については、265回を見込んでいる。

●高塚委員：電気代とは、中のエアコン代も含めたものか。

○尾藤スポーツ振興課長：電気代については、LED化されるスコアボードのみの金額となる。

●藤田副委員長：時間制にする場合と試合単位にする場合があるが、新居浜市が、1試合で2,640円と試合単位の金額にしている理由は何か。

○尾藤スポーツ振興課長：新居浜市は料金を前納していただくようにしており、時間単位の設定にすると、試合時間によっては精算払いが生じることがあるため、利用者の利便性も考慮して、分かりやすく1試合単位としている。

●井谷委員：年間で265回の試合を見込んでいるということだが、3割減免など、各種減免があるとお聞きした。2,640円という額面どおりで支払いをするような試合は、どれぐらいを見込んでいるのか。

○尾藤スポーツ振興課長：使用料については、減免規定が適用になる場合がある。令和6年度の利用実績としては、スコアボードの利用回数は175回であり、そのうち全体の3分の2にあたる118回は、減免措置を受けて利用をいただいている。なお、約3分の1は減免なしでの利用となっている。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

休憩 午前10時8分／再開 午前10時9分

○総務部関係者（総務部その他関係者）

◇議案第76号 新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

○森元人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞

- 井谷委員：経済部から建設部に移管するということだが、どのような不都合があったのかなど、もう少し具体的に理由をお願いしたい。
- 森元人事課長：経済部において所管している農道や農業用水路、林道、漁港の整備、土地改良事業及び土地改良区についての事業については、経済部に配置している土木技術職員数が少ないということもあり、技術的な検討をする上で、非常に難しい状態になっている。そのため、建設部に移し、技術職員を集中配置することによって、検討などをしやすい形にしていきたいと考えている
- 仙波委員：事務分掌条例を改正するのはいいのだが、新居浜市の条例には、書き方として、ですます調とである調の2種類があるので、これを統一するということはないのか。分かりやすく言うと、このように部門、部門は変えるけど、全体として合っているのか合っていないのかを検討したことはないのか。

休憩 午前10時14分／再開 午前10時19分

○松原企画部総括次長（総合政策課長）：現在、条例全般は、である調で統一して対応している。過去に制定したですます調のものが残っているのが現状としてあり、その対応については一度確認をさせていただきたいと考えている。

●大條委員：河川や道路など、建設部に専門の技術職員を集めることによって、予算の執行に関して、切り分けされていたものが融通が利くなど、従来よりよくなると理解していいのか。

○加地企画部長：予算については従来どおりであり、事業により款が違うので、費目は今年と同じ形で予算執行権が建設部に移ることになる。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第77号 新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○森元人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞

- 大條委員：宿泊費を定額支給から実費支給に移行するにあたって、国家公務員が適用されている都道府県別の上限額の表を準用するとお聞きしているが、この別表の金額は、何年か周期で見直すのか、何かあれば変更ということなのか、それは新居浜市独自で見直すのか、準用する国家公務員の規定が変わったときなのかなど、どのように考えているのか。
- 森元人事課長：宿泊費の別表の改正については、国に準じて改正していきたいと考えている。
- 大條委員：気になったことが一つあり、現行の支給額から減る都道府県がある。鳥取県や島根県などがそうで、それは実態調査した上で国がリスト化したとは思いますが、急激に変わる可能性もあると考えているが、見直しのテンポなどについては、国家公務員の見直しがあった翌年など、1年ずれるという想定なのか。
- 森元人事課長：見直しのサイクルについてのことだと思うが、当然のことながら予算を伴うことになるので、翌年度からの対応になることは十分に想定される。しかしながら、例えば、会議等で主催者か

ら宿泊施設を指定されて、その宿泊費が基準額を超える場合などについては、その金額を支給することは可能であるため、そのような対応をしていくことになる。

●高塚委員：本条例では職員という言葉で一くくりになっているが、我々が思っている職員以外に、該当する対象者を教えてほしい。

○森元人事課長：旅費条例の第2条の第1号と第2号に、それぞれ定義されており、まず、市長等については、特別職である市長、副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員などを想定している。その他の職員については、地方自治法に定める職員であるので、附則にもあるように、例えば、消防団の団員なども該当し、この旅費規定の中で旅費を支給することになる。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第78号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○須藤総務部次長（課税課長）：<説明>

<質 疑>

●井谷委員：1点目は、令和7年度に個人市民税で均等割の軽減措置を受けている総額は幾らになるのか。2点目は、本議会初日に片平議員が質疑したが、令和7年度税制改正において、現在、個人市民税で均等割の軽減措置を受けている給与所得者は非課税になる場合があると説明があったが、本市では、幾ら税収減になるのか。

○須藤総務部次長（課税課長）：まず、令和7年度の均等割の軽減額は、約112万円である。次に、給与所得者の均等割軽減者が非課税になって幾ら減収するかについてだが、約272万円である。

●加藤委員：過去3年間の市民税の税収額の推移はどのようになっているのか。

○須藤総務部次長（課税課長）：令和4年度の収入額は78億8,597万7,000円、令和5年度の収入額は78億7,605万2,000円、令和6年度の収入額は、73億7,151万5,000円である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

#### 【一括議題】議案第86号、議案第87号（人事院勧告関連条例議案）

◇議案第86号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◇議案第87号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○森元人事課長：<説明>

<質 疑>

●大條委員：議案第87号の第3条にある新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の部分に関して、特定任期付職員に該当する職員はいるのか。

○森元人事課長：特定任期付職員については、弁護士、公認会計士、大学教授等の高度な専門知識、優れた見識を持つ方を一定期間、職員として採用するものであり、現在、新居浜市での採用はない。

<討 論>

●井谷委員：議案第86号について、反対をする。市民が厳しい暮らしを強いられている中、議員や特別職の報酬、期末手当は、市民の理解を得られないと思うので反対する。

<採 決> 議案第86号 賛成多数 原案可決

議案第87号 全会一致 原案可決

休憩 午前10時46分／再開 午前10時46分

○選挙管理委員会関係（選挙管理委員会事務局その他関係者）

◇議案第74号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田選挙管理委員会事務局長：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時49分／再開 午前10時53分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○大西財政課長：＜説明＞

○安永教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：＜説明＞

<質疑>

●井谷委員：学校給食支援事業費について、お米の購入費の補正ということだが、495万円ほどでどのくらいのお米代になるのか。

○青野学校給食課長：どれくらいのお米になるかということだが、11月から12月で1万6,680キログラム、令和8年1月から3月で2万2,010キログラムである。

●井谷委員：重さではなくて何か月分になるのか。

○青野学校給食課長：11月から3月までの5か月間の米購入費の不足分を助成するものになる。

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時4分／再開 午前11時6分

【一括議題】議案第88号、議案第89号（人事院勧告関連等予算議案）

◇議案第88号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

◇議案第89号 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○大西財政課長：＜説明＞

○森元人事課長：＜説明＞

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 議案第88号 全会一致 原案可決

議案第89号 全会一致 原案可決

休憩 午前11時13分／再開 午前11時15分

○ 請願頁・陳情関係

◇請願第8号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●渡辺委員：日本国国章損壊罪の創設を内容とする刑法の改正案については、今後国会において様々な議論が重ねられることが見込まれる中、その議論を踏まえ、判断していくことが適切であるとの観点から、継続審査をお願いしたい。

<採 決> 全会一致 継続審査

◇請願第4号 学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●大條委員：引き続き、継続審査での取扱いをお願いしたい。

<採 決> 全会一致 継続審査

○ 閉 会 午前11時18分

# 企画教育委員会付託案件表

令和7年12月12日

## ○企画部関係

議案第80号 新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

## ○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第76号 新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第77号 新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第78号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第86号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第87号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## ○選挙管理委員会関係（選挙管理委員会事務局その他関係者）

議案第74号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## ○予算議案（企画部その他関係者）

議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

|     |                       |         |
|-----|-----------------------|---------|
| 第1表 | 歳入歳出予算補正中             | ページ     |
| 歳入  | 全部                    | 4・16~19 |
| 歳出  | 第10款 教育費              | 5・27~29 |
|     | 第12款 公債費              | 5・30    |
| 第2表 | 継続費補正 変更              | 6       |
| 第4表 | 債務負担行為補正 追加           |         |
|     | 令和8年度市政広報番組制作・放送業務委託料 | 8       |
|     | 基幹業務システム費             | 8       |
| 第5表 | 地方債補正 変更              | 9       |

議案第88号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

3~6・12~40

議案第89号 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

7~9・58~61

## ○ 請願関係

請願第 8号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出方について  
(継続審査分)

請願第 4号 学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な  
予算措置を求める意見書の提出方について